

# 「宅地建物取引業者票」記入例のご案内

宅建業法の改正に伴い、令和7年4月1日から「業者票」と「従業者名簿」の様式が変更となります。新しい様式の「業者票」の記入例を作成いたしましたので、ぜひご参考にしていただければ幸いです。

## 見本

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 ( 1 ) 第 99999 号 知事
免許有効期間	2025 年 4 月 1 日 から 2030 年 3 月 31 日 まで
商号又は名称	千葉宅建不動産
代表者氏名	千葉 太郎
この事務所の代表者氏名	千葉 次郎
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	2 人 ( 名 ) ( 宅地建物取引業に従事する者の数 10 人 )
主たる事務所の所在地	千葉県千葉市中央区中央港 9-9-9 電話番号 043 ( 99 ) 9999

変更・追加項目

※1……政令使用人が置かれていない本店の場合は、代表者氏名を記載してください。

※2……人数の書き方には特段決まりはないため、各事業者様でご判断ください(数字のみ、○人、○名等)。

※3……「宅地建物取引業に従事する者の数」については、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」に変更があった場合のみ変更してください。

その他…業者票のサイズは縦30cm以上、横35cm以上であることが定められておりますのでご注意ください。